

# タイヤロック実施中！

再三の納税催告に応じない方、納付についての誠意が認められない方に対しては、自動車を差し押さえの上、公売に出品することがあります。



## ▼タイヤロックとは？

国税徴収法第71条により差し押えた自動車のホイールを専用装置で固定し、運行を不可能にする措置です。差し押えを行った自動車について、保管命令の一環として行います。

## ▼タイヤロック後は？

タイヤロック後も完納とならない場合は、車両を引き揚げ、インターネット公売等に出品し、落札代金を滞納税額に充当します。

## 自動車の搬出



※諸事情により納付が困難な場合は、納税相談を行いますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。

〇お問合せ先 酒田市総務部納税課 電話 26-5719、26-6275 / FAX 26-5718